

10 三重県人権施策基本方針（第一次改定）平成18年3月改定<抜粋>

（4）人権課題のための施策 外国人

【現状と課題】

わが国における外国人登録者は年々増加し、2004（平成16）年末現在で約200万人となっています。急速に進む国際化や少子高齢化に伴う労働力不足などを背景に、今後も着実に増加していくものと予想されています。

本県においても、1990（平成2）年の「出入国管理及び難民認定法」の改正以降、日系人をはじめとする外国人登録者数は急激に増加しています。2004（平成16）年末現在の外国人登録者数は43,621人と、1990（平成2）年の約4倍となっています。県内総人口に占める外国人の比率も2.29%と、県民の約50人に1人は外国人という状況になっています。なかでも、ブラジル出身者をはじめとする南米地域出身者が多いことや、近年、アジア地域の出身者の増加率が高いことが特徴的です。

2004（平成16）年、東海3県1市による「多文化共生社会づくり推進共同宣言」が出されました。さらに県では、総合計画「県民しあわせプラン」にもとづき、広く県民を対象に、在住外国人との相互理解をテーマにした啓発活動を実施しています。しかし、依然として外国人に対する労働、教育における不利な取り扱い、偏見や差別などが存在しています。在住外国人は、言語や文化の違いなどから、地域住民との意志疎通や相互理解が進みにくい状況にあります。また、教育、医療、労働等生活上のさまざまな場面で課題を抱えています。

なかでも、教育においては、外国籍の子どものなかに、学校に行くことができず、学ぶ権利を保障されていない状況がありますが、実態把握も困難な状況にあります。また、学校に行っている子どもについても、学校、教育委員会により対応はされているものの、対象となる子どもの人数が増加するなかで、言葉や文化の違いに対する言語や生活面での支援は十分とはいえない状況です。このほかにも、外国人学校については運営等にかかる支援や環境整備等の課題があります。

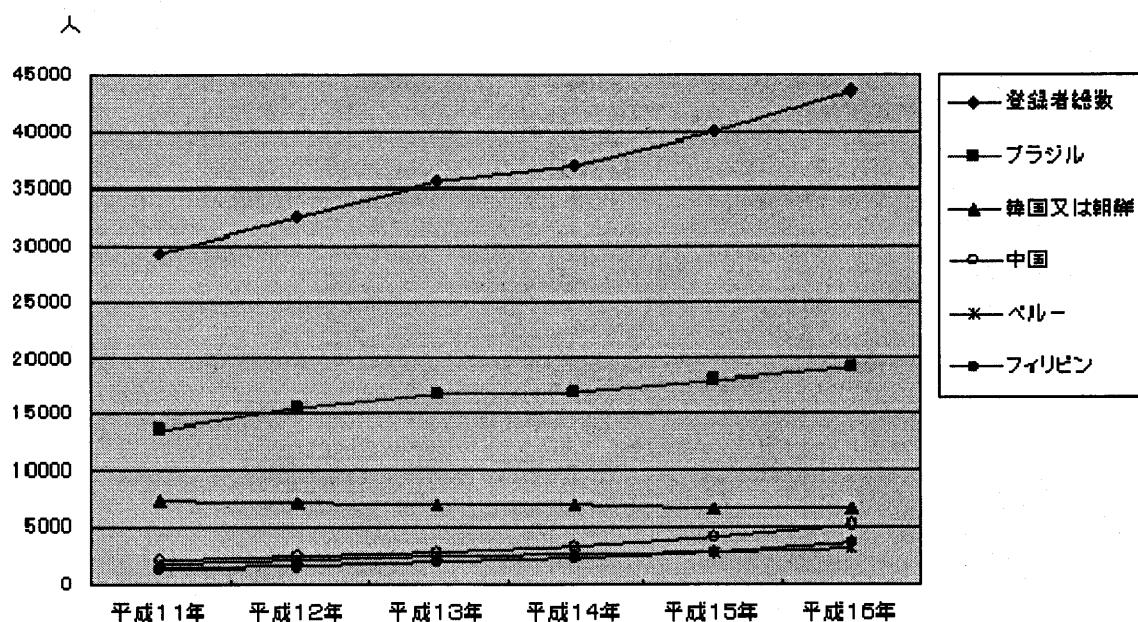
このように、外国籍の子どもをはじめとする外国に文化背景をもつ多くの子どもへの教育面での課題が深刻となっています。あわせて、外国人女性に対するDVやセクシュアル・ハラスメントをはじめさまざまな暴力に関する問題も深刻です。

一方、本県には在日韓国・朝鮮人などの人びとも多く生活しています。これらの人びとが日本で暮らすことになった歴史的経緯、生活実態についての正しい知識や理解は、まだ十分に広まっているとはいえない。誤った理解や偏見から生じる差別、社会的に不利益を被る事態などについては、依然として解消されておらず、引き続き啓発活動をはじめとする取組を行っていく必要があります。

さらに、在住する外国人が増加し、その国籍も多様化するなかで、三重県に暮らす外国人が、地域の一員として、身近な地域のことや、行政に対して意見を述べ、参加、参画していくことができるようしくみや環境を整備していくことも課題となっています。

今後一層、外国人と日本人が相互理解を深め尊重しあい、ともに安心して快適に暮らしていける多文化共生社会の実現に向けた取組が必要です。

【関連データ】



資料：「外国人登録者調査結果概要」（平成17年2月）三重県
県内外国人登録者数の推移

【めざす姿】

外国籍を持つ県民が、教育、医療、労働等の生活に関して、行政等による十分な情報や支援を得るとともに、自国の文化や習慣、価値観などが尊重され、地域の活動や方針決定等へ参加・参画しています。

外国人と日本人が、互いに文化や習慣、価値観の違いなどの文化背景の多様性を認めあい、ともに地域の一員として、尊敬しあい、差別や偏見のない環境のもとで、安心して暮らしやすい社会づくりを進めています。



【基本方針】

- 学習や啓発の取組を推進し、国籍や文化の違いを認め合い、お互いの個性を尊重しあう相互扶助の精神のもと、だれもが住みよい社会づくりを進めます。
- 行政、企業、住民組織・NPOなどの団体は、連携をはかり、外国人がさまざまな局面で生活に支障をきたさないよう引き続き支援を行います。
- 社会の制度やしくみにおける参加・参画を推進するなど、外国人が当然に尊重されるべき権利の擁護のために取り組みます。

【取組項目】

- 1 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進
- 2 在住外国人の社会生活における支援の充実
- 3 外国人の権利擁護と社会参画の促進